

平成 25 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 クラスターテクノロジー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安達 稔  
(JASDAQ・コード番号 4240)  
問合せ先 取締役管理本部長 成瀬 俊彦  
(TEL 06-6726-2711)

## 単元未満株式買増制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更（「単元未満株式の買増制度」導入等）の議案を、平成25年6月26日開催予定の第22期定時株主総会に付議することを決議しましたので、その詳細内容について、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 単元株未満株式買増制度

##### (1) 買増制度の目的

当社は、平成25年5月14日開示の「株式分割、単元株制度の採用および定款一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、平成25年10月1日より単元株制度を採用し、当社株式の単元株式数（売買単位）を1株から100株に変更することとしました。

それに伴い、1単元に満たない株式（単元未満株式）を所有されている株主の皆様の便宜をはかるため、当社株式の買増制度を導入するものです。

なお、単元未満株式の買増制度の実施については、平成25年6月26日開催予定の第22期定時株主総会に付議する「定款の一部変更」の可決を条件とするものとなります。

##### (2) 買増制度の内容

単元未満株式をご所有の場合、1単元（100株）の株式にするために必要な数の株式を買い増すことを当社に請求できる制度です。なお、「単元未満株式の買増し」は、当社保有の自己株式で受付可能な範囲内とさせていただきます。

例) 現在ご所有の当社株式が 7株 の場合  
買増制度により 93株 を買増しして  
単元株式である 100株 とすることができます。

2. 定款の一部変更について

変更内容は以下のとおりです。

- ①単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株式の権利を定めるため、第9条（単元未満株式についての権利）を新設いたします。
- ②単元未満株式を所有されている株主の皆様の便宜をはかる目的で単元株未満株式買増制度を導入するため、第10条（単元未満株式の買増し）を新設いたします。
- ③定款第9条以下の条数を各2条繰下げます。
- ④第9条および第10条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条を変更いたします。
- ⑤太陽光発電事業に参入するため、第2条（目的）に第16号を新設し、同条第16号以下の号数を各1号繰下げます。
- ⑥各取締役ごとに取締役改選時期の相違が生じることにより発生する取締役の選任のコストを減らすために、現行定款第20条（任期）を変更いたします。
- ⑦取締役会長を非常設とするために現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）を変更いたします。

（下線部分は変更箇所を示しております）

現行の定款	第22期定時株主総会に付議する変更案
<p>第1条 (記載省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種合成樹脂の製造</li> <li>2. プラスチックの成形加工</li> <li>3. プラスチック成形品の組立加工</li> <li>4. 成形用金型の製造及び販売</li> <li>5. プラスチック成形材料の販売</li> <li>6. 各種プラスチック成形材料と成形加工の受託研究</li> <li>7. 成形用金型の受託研究</li> <li>8. 医療用機器材、測定機械器具、光学機械器具、分析機械器具、特殊産業用機械器具、一般産業用機械器具、精密機械（計量器、試験機）用部品・付属品の精密加工及び受託研究並びに販売</li> <li>9. 医療用機器材の組立加工及び販売</li> <li>10. 測定機械器具、光学機械器具、分析機械器具並びにその関連する部品・付属品の製造販売</li> <li>11. 特殊産業用機械器具、一般産業</li> </ol>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種合成樹脂の製造</li> <li>2. プラスチックの成形加工</li> <li>3. プラスチック成形品の組立加工</li> <li>4. 成形用金型の製造及び販売</li> <li>5. プラスチック成形材料の販売</li> <li>6. 各種プラスチック成形材料と成形加工の受託研究</li> <li>7. 成形用金型の受託研究</li> <li>8. 医療用機器材、測定機械器具、光学機械器具、分析機械器具、特殊産業用機械器具、一般産業用機械器具、精密機械（計量器、試験機）用部品・付属品の精密加工及び受託研究並びに販売</li> <li>9. 医療用機器材の組立加工及び販売</li> <li>10. 測定機械器具、光学機械器具、分析機械器具並びにその関連する部品・付属品の製造販売</li> <li>11. 特殊産業用機械器具、一般産業</li> </ol>

用機械器具、精密機械（計量器、試験機）並びにその関連する部品・付属品の製造販売

- 1 2. コンピュータ用及び周辺機器用ソフトウェアの制作並びに販売
- 1 3. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権、システム・エンジニアリング、ソフトウェア並びにノウハウの取得、売買、賃貸及び仲介業
- 1 4. 家庭用並びに工業用プラスチック製品の販売
- 1 5. バイオ・ライフサイエンス関係事業

(新 設)

- 1 6. 損害保険代理業
- 1 7. 生命保険の募集に関する業務
- 1 8. 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条～第8条 （記載省略）

(新設)

(新設)

用機械器具、精密機械（計量器、試験機）並びにその関連する部品・付属品の製造販売

- 1 2. コンピュータ用及び周辺機器用ソフトウェアの制作並びに販売
- 1 3. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権、システム・エンジニアリング、ソフトウェア並びにノウハウの取得、売買、賃貸及び仲介業
- 1 4. 家庭用並びに工業用プラスチック製品の販売
- 1 5. バイオ・ライフサイエンス関係事業

1 6. 再生可能エネルギー等を利用した発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務

- 1 7. 損害保険代理業
- 1 8. 生命保険の募集に関する業務
- 1 9. 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条～第8条 （現行どおり）

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株

<p><u>第9条～第19条</u> (記載省略)</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役の中から、<u>取締役会長、取締役社長各1名</u>を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役<u>及び</u>常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>第22条～第44条</u> (記載省略)</p>	<p><u>式を売渡すことを請求することができ</u> <u>る。</u></p> <p><u>第11条～第21条</u> (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、または、増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて<u>取締役会長、</u>取締役副社長、専務取締役<u>および</u>常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>第24条～第46条</u> (現行どおり)</p>
<p>附 則</p> <p>第1条 第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。なお、本条は効力発生日をもってこれを削除する。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 第6条の変更および第7条、<u>第9条、</u> <u>第10条</u>の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。なお、本条は効力発生日をもってこれを削除する。</p>

(株主総会予定日) 平成25年6月26日

(効力発生日) 上記⑤ないし⑦につきましては株主総会による定款変更の議案承認をもって効力が発生いたします。

また、上記①ないし④につきましては、定款附則に記載のとおり、株主総会による定款変更承認後の平成25年10月1日の株式分割効力発生日をもってその効力が発生します。

以 上